

令和8年度久多市有林森林整備業務 仕様書

産業観光局農林振興室
(担当：木村（友）、中川 TEL 222-3346)

1 業務名

令和8年度久多市有林森林整備業務

2 業務目的

森林の持つ公益的機能を維持増進するため、森林経営計画に基づく森林整備を行う。

3 業務実施箇所及び数量等

京都市左京区久多下の町地内

以下表のとおり（業務実施箇所の別紙「業務位置図」のとおり）

記号	種別	数量			対象林相			
		面積 (ha)	延長 (m)	材積 (m3)	樹種	林齢	平均胸高 直径(cm) ^{※1}	立木密度 (本/ha) ^{※1}
A	間伐(利用)	1.86	—	—	スギ ヒノキ	55～71	27	1200
B	間伐(切捨)	3.08	—	—	スギ ヒノキ	55～71	27	1200
C	森林作業道整備	—	540	—				
D	横断溝	—	42	—				
E	丸太組（三段）	—	30	—				
F	間伐材運搬	—	—	186				
	計 ^{※2}	4.94	540	186				

※1：標準地調査を行い、林相ごとの面積により荷重平均した数値。

※2：延長の合計は整備する作業道の距離。D・Eは作業道の中で設置する構造物の延長。

4 業務内容

(1) 現地踏査

業務の実施に先立ち、「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号ごとに業務位置図に示す範囲内とその外縁周辺を本市職員と踏査し、業務対象範囲とその内容を確認する。

(2) 間伐

ア 選木（切捨・利用共通）

(1) で確認した業務対象範囲において、本数間伐率30%の不良木を選木するとともに、伐採する立木が判別できるよう、チョークや生分解性テープの巻付けなど立木に傷がつかない方法でマーキングを行う。

なお、被圧木、枯損木、曲がり木等の将来成林の見込みがない立木を優先することとし、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復す

ることが確実であると認められる範囲内となることを考慮し、選木すること。

イ 間伐（切捨）

選木した立木を伐採するとともに、残存木の生育を阻害するツル等は根元から切断し、除去する。また、伐倒木は、確実に地面に引き落とし、移動を抑える程度までの簡易な枝払、玉切り、集積を行うこと。

ウ 間伐（利用）

選木した立木を伐採するとともに、残存木の生育を阻害するツル等は根元から切断し、除去する。伐採木については、可能な限り集材することとし、長径 4m に造材のうえ、「3 業務実施箇所及び数量等」の記号 F に集積すること。また、造材で生じた伐採木の先端部や枝条については、適切な滑落・流出防止対策を施したうえで林内に残置すること。

（3）森林作業道整備

「京都府森林作業道作設指針」（令和5年7月18日 5 林第420号京都府農林水産部長通知）及び「京都府森林作業道作設指針の取扱について」（平成28年11月1日 8 林第620号林務課長通知）に基づく森林作業道を作設する。

森林作業道は、現場の地形、地質、土質条件などを踏まえ、地形に沿わせた屈曲線形、必要最低限の路網密度とし、線形と簡易構造物の配置については、本市職員と相談のうえ、決定する。なお、幅員は3.0mとする。

（4）測量

ア 間伐

「3 業務実施箇所及び数量等」の記号 A 及び B ごとに測量を実施する。なお、業務実施箇所内の間伐が不要な箇所であって、1 か所の面積が 0.01ha 以上であるものは除地とする。

測量方法はコンパス（ポケット又はデジタル）によるものとする。許容誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 以内とする。

測点は、溪流の地形及び崩壊地形の屈曲部、縦断勾配の変化点、林相及び樹種等の区域界の変化点に、区間距離 20～30m 間隔程度で設けることとする。測点に設置する測量杭は、木杭又はプラスチック板杭を使用する。ただし、起終点及びその前後の測点以外については、標識テープ等を固定する方法に変えることができる。

業務位置図に示す範囲内とその外縁周辺を踏査し、測量の範囲を現地で確認し、決定する。

イ 森林作業道整備

「3 業務実施箇所及び数量等」の記号 C～E について、測量を実施する。

C はコンパス（ポケット又はデジタル）による中心線測量とポールによる横断測量を、D 及び E はテープにより構造物の延長を計測する。

C の測点は、縦断及び横断方向の地形並びに土質区分の変化する点、構造物を設置する箇所等に、区間距離 20～30m 間隔程度で設けることとする。なお、横断方向の斜面勾配についてもスラントレベルなどで計測する。

ウ 図面の作成

（ア）平面図

ア及びイの測量結果に基づき、平面図及び測点一覧表を作成する。

平面図の記載項目は、表題、測線、測点、測点番号、方位、測量面積（延長）、構造物の位置とする。表題には、業務名、施業地名、路線名（イに限る。）、「3 業務実施箇所及び

数量等」に定める記号、縮尺、測量年月日、測量者を記入することとする。平面図の縮尺は原則として 1/1,000 とし、図面が膨大となる場合は A4 用紙に収まる任意の縮尺に変えることができる。面積の単位は ha とし、小数点以下第 3 位切捨て、延長の単位は m とし、小数点以下第 2 位切捨てとする。

(4) 横断面図

イの測量結果に基づき、測点ごとに横断面図を作成する。

横断面図の表題は、平面図と同様とし、縮尺は 1/100、用紙サイズは任意とする。

(5) 間伐材運搬

(2) ウにおいて集積した伐採木について、適切かつ効率的な方法により、株式会社北桑木材センター（所在：京都市右京区京北下弓削町井下 8）へ運搬し、引き渡し（積み下ろし）と計量の立会いを行うこと。

(6) 留意事項

ア 現地に立ち入る際には、本市が発行した身分証明書を携帯すること。

イ 機械器具は十分に点検調整されたものを使用すること。

ウ 作業に支障が生じない限り、雑木等は伐採せずに存置すること。

エ 残存木を損傷しないよう注意すること。

オ 厚生労働省策定の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守し、かかり木については、牽引具等を使用し適切な方法で処理すること。

カ 施業後の片付けは適切に行うこと。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 2 月 1 0 日までとする。

6 提出書類

(1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～オの資料を提出すること。

ア 業務計画書（様式 1）

イ 作業従事予定者報告書（様式 2）

ウ イで報告した者について、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育が行われていることが確認できる書類の写し（修了証、実施記録等）

エ 現場管理者通知書（様式 3）

オ その他市長が必要とする書類

(2) 「4 業務内容」(4) 完了後

受託者は、「4 業務内容」(4) 完了後速やかに「4 業務内容」(4) ウで作成した平面図及び測点一覧表

(3) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～コの資料を提出すること。

ア 業務完了届（様式 4）

イ 作業日報（様式 5）

ウ 「4 業務内容」(4) ウで作成した横断面図

エ 業務写真

撮影日、林相、業務内容（測量中、選木前、選木後（マーキングが鮮明に写るようにす

ること）、間伐中、間伐後、搬出状況（車両系機械の稼働状況）、集積場所のはい積状況、森林作業道作設前、作設中、作設後）が分かるよう撮影すること。このとき、測量中以外の写真は定点撮影（同一箇所・同一方向）とし、平面図に撮影箇所・撮影方向を示すこと。

なお、撮影箇所数は、測量中、搬出状況（車両系機械の稼働状況）、はい積状況は1箇所以上、森林作業道は起終点各1箇所及び構造物設置箇所、それ以外については間伐種別、林相（樹種・林齢）ごとに1箇所以上とする。また、森林作業道について、事業完了後に出来高数量の確認が困難な簡易構造物等にあつては、当該構造物の数量等の確認が可能な施工状況等を撮影すること。

写真は位置情報が記録されたものとし、電子データも提出すること。

オ 作業日報等作業従事者の出役状況が確認できる書類

各作業日の作業内容、作業従事者が確認できるものとする。

カ （「4 業務内容」（2）及び（3）のみ）社会保険等の加入状況調査表

「森林整備事業実施要領」（平成15年1月7日5森第104号、京都府）第3号様式によるものとする。再委託を行った場合は、再委託先業者の作業者についても、事業者ごとに集計すること。また、証拠書類（社会保険等の支払いに係る納付書等）の写しを添付すること。

キ （「4 業務内容」（2）及び（3）のみ）農林水産業・食品産業の作業安全のため規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート（令和3年2月 林野庁）

再委託を行った場合には、再委託先業者についても提出すること。

ク （「4 業務内容」（2）及び（3）のみ）環境負荷低減チェックシート（造林関係）

森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）別記様式14によるものとする。

再委託を行った場合には、再委託先業者についても提出すること。

ケ （「4 業務内容」（3）のみ）森林作業道作設に係るチェックリスト

「京都府森林作業道作設指針の取扱について」（平成28年11月1日8林第620号林務課長通知）別紙様式によるものとする。

コ その他市長が必要とする書類

7 契約変更等

（1）「6 提出書類」（2）の提出において、次のア及びイのいずれにも該当することを本市が確認した場合に限り、当該面積、延長又は材積を変更し、履行期間及び契約額を変更することができる。

ア 「3 業務実施箇所及び数量等」の面積、延長又は材積と一致しない場合。

イ 増減する面積が0.01ha以上、延長が1m以上又は材積が1m³以上のいずれかであること。

（2）（1）に定める以外の項目は契約変更等の対象としない。

（3）（1）の場合において、変更後の契約額は、次のア～エの合計額に落札率を乗じて得た額（千円未満切捨て）に、消費税及び地方消費税額（合計額に落札率を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額で、1円未満を切り捨てた金額）を加えた額とする。

落札率は、落札額（税抜き）を入札時の予定価格（税抜き）で除して算出するものとし、小数点以下第6位を切捨てとする。

ア 森林整備費

「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号ごとに、以下に掲げる単価に変更後の面積を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の合計額（千円未満切捨て）とする。

除地が発生した場合は、その除地の面積を差し引いた後に小数点以下第 3 位切捨てとして変更後の面積とする。

なお、「3 業務実施箇所及び数量等」に定める A の単価にあつては、F の材積(m³)を A の面積(ha)で除した値に応じて選択するものとする。

記号	適用単価区分 (F/A の値に応じて選択)	単価
A	50m ³ /ha 以上 60m ³ /ha 未満	537, 430 (円/ha)
	60m ³ /ha 以上 70m ³ /ha 未満	607, 260 (円/ha)
	70m ³ /ha 以上 80m ³ /ha 未満	677, 090 (円/ha)
	80m ³ /ha 以上	746, 920 (円/ha)
B		226, 800 (円/ha)
C	—	2, 861 (円/m)
D	—	1, 144 (円/m)
E	—	5, 769 (円/m)
F	—	5, 379 (円/m ³)

イ 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げる共通仮設費率（小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。）に、「ア 森林整備費」を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	共通仮設費率 (%)
600 万円以下	10. 80
600 万円を超え 10 億円以下	$48. 0 \times X^{-0. 0956}$ X = ア 森林整備費

ウ 現場管理費

現場管理費は、次に掲げる現場管理費率（小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。）に、「ア 森林整備費」と「イ 共通仮設費」の合計額を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	現場管理費率 (%)
700 万円以下	43. 09
700 万円を超え 10 億円以下	$347. 3 \times X^{-0. 1324}$ X = ア 森林整備費 + イ 共通仮設費

エ 一般管理費

一般管理費は、次に掲げる一般管理費率（小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。）に、「ア 森林整備費」と「イ 共通仮設費」と「ウ 現場管理費」の合計額を

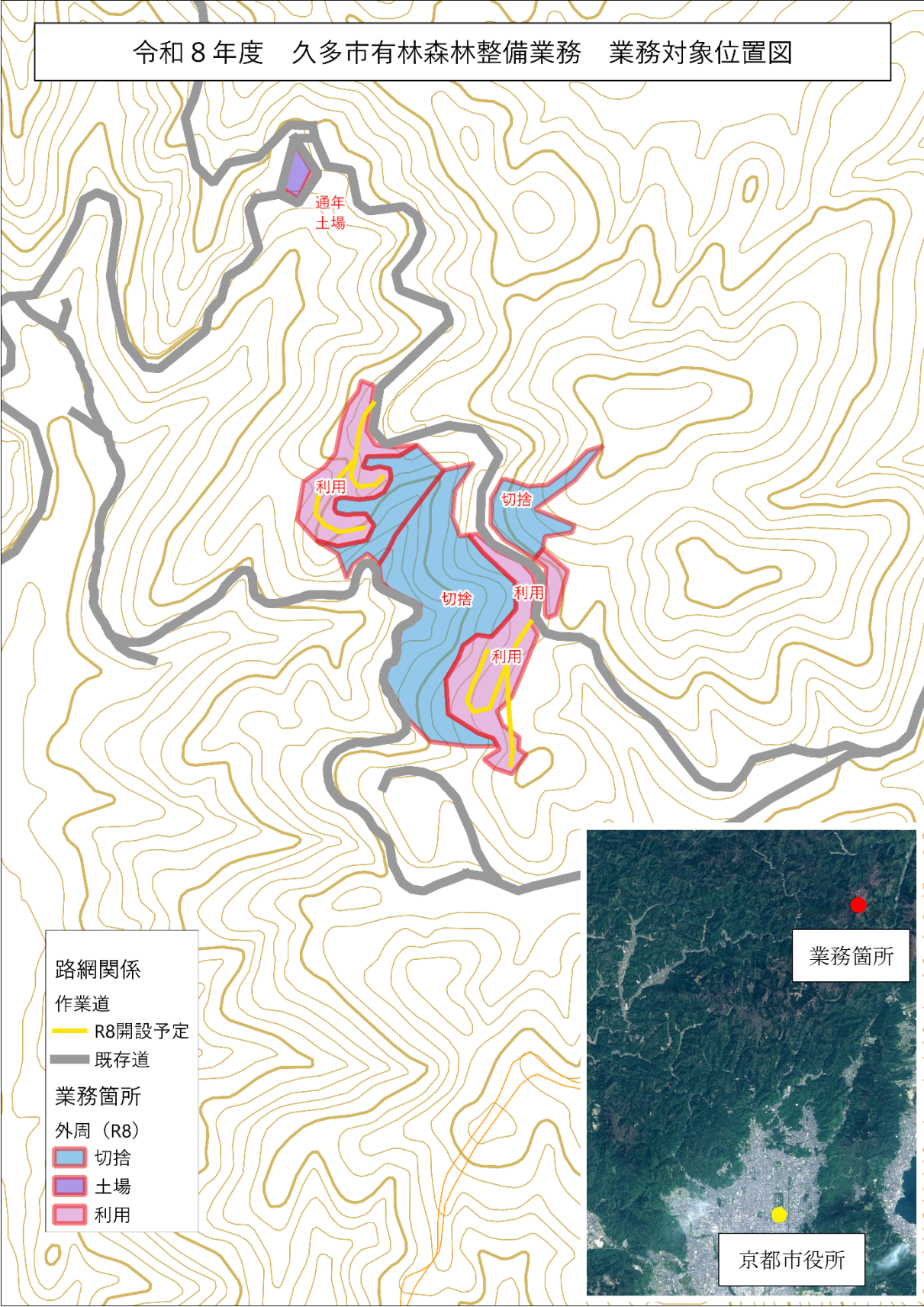
乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	一般管理費率 (%)
500 万円以下	25.13
500 万円を超え 30 億円以下	$-5.21826 \times \log X + 60.08343$ X = ア 森林整備費 + イ 共通仮設費 + ウ 現場管理費

8 その他

- (1) 現場管理者として、「森林施業プランナー」を配置すること。
- (2) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (4) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (5) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (6) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (7) 本市は、(6)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、本市が指示するものとする。
- (9) 業務内容を踏まえた作業員の配置、安全対策に細心の注意を払って実施すること。
- (10) 事業実行にあたって、一般通行車両等への危険が予測される区域においては通行規制等を行い、誘導員を配置するなど安全確保に必要な措置を講ずること。
- (11) 業務の遂行に当たって必要な行政手続き等は、本市と相談のうえ、確実に行うとともに、関係法令を遵守して実施しなければならない。
- (12) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。

業務位置図



出典：国土地理院 地理院タイルを加工して作成

様式1

令和 年 月 日

業 務 計 画 書

京都市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

- 1 業 務 名 令和8年度久多市有林森林整備業務
- 2 業務実施箇所 京都市左京区久多下の町地内
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

業務	月	月	月	月	月	月	月	月

課長	係長	担当

様式 2

作 業 従 事 予 定 者 報 告 書

[illegible]

令和 年 月 日

業 務 完 了 届

京都市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

- 1 業 務 名 令和 8 年度久多市有林森林整備業務
- 2 業務実施箇所 京都市左京区久多下の町地内
- 3 完 了 日 令和 年 月 日

様式 5

作業日報

No _____

[illegible]